

愛媛県私立幼稚園設置及び収容定員変更認可 事務取扱要領の改正について

平成29年7月27日

▼今回の改正について

一部の私立幼稚園では、設置基準を満たしたうえで、「認可定員」<「在園児数」となっている所があり、実際の状況に応じた対応をするため、平成29年7月5日付にて、愛媛県が「愛媛県私立幼稚園設置及び収容定員変更認可事務取扱要領」を改正。

▼主な改正点について

	改正前	改正後
収容定員数	80人以上240人以内 (特別の事情がある場合は400人以内)	規定なし
収容定員の変更	幼稚園から直線で2キロ以内にある小学校校区内の2歳から4歳の総数から、同校区内の既設の私立幼稚園、公立幼稚園、幼保連携型認定こども園及び保育所の収容定員数の総数を控除した数を基礎とする	<u>幼稚園が存する地域の幼児人口及びその動態並びに周辺の幼稚園の状況等を考慮</u>

▼1号の利用定員の設定への影響

①新制度の幼稚園、幼稚園型認定こども園

原則として「認可定員」＝「利用定員」で設定(認可定員以下での利用定員を設定することは可能)することになっているため、認可定員が増加した場合、利用定員の増加の申請の可能性あり。

②私学助成の幼稚園

認可定員を「松山市子ども・子育て支援事業計画」の確保内容として設定しているため、認可定員の変更に応じて確保内容を変更。